

**福島県緊急医師確保修学資金
貸与制度のご案内
(平成24年度版)**

平成24年4月

福島県総務部私学・法人課

目 次

1	制度の概要	1
2	貸与の申請	
	(1) 貸与対象者	1
	(2) 貸与額	2
	(3) 募集人員	2
	(4) 貸与申請の手続き	2
	(5) 申請書の提出期限	3
	(6) 修学資金の問合せ先	3
3	貸与決定とその後の手続き	
	(1) 貸与者の選考・決定	3
	(2) 貸与期間及び貸与方法	4
	(3) 貸与の休止	4
	(4) 貸与契約の解除	4
	(5) 修学資金の2年目以降の貸与	4
	(6) その他届出が必要な事項	4
4	返還債務の免除	
	(1) 返還債務の全部免除	4
	(2) 返還債務の一部免除	5
5	修学資金の返還	
	(1) 一括返還	6
	(2) 履行猶予	7
	(3) 延滞利息	7
6	卒業後の手続き	
	(1) 返還免除までの期間に必要な手続き	8
	(2) 返還の免除申請	8
	(3) その他届出が必要な事項	8
7	貸与及び返還のパターン	9
8	よくあるご質問	10
9	貸与申請及び申請後の手続きに係る提出書類・届出事項一覧	15
10	県内の公的医療機関等一覧	17

◆ 貸与申請書（様式第1号）

◆ 貸与申請用レポート

1 制度の概要

福島県緊急医師確保修学資金貸与制度は、県内における医師を確保するため、将来、県内の公的医療機関等に医師として勤務しようとする福島県立医科大学医学部の学生に対して修学に必要な資金を貸与する制度です。

大学を卒業後2年以内に医師となり、直ちに県内の公的医療機関等において、臨床研修を受け、かつ、貸与の種類に応じ県が指定する期間（「返還債務免除期間」という。）勤務した場合には、修学資金の返還が免除されます。

2 貸与の申請

(1) 貸与対象者

福島県立医科大学医学部に在学する方で、将来、県内の公的医療機関等に医師として勤務する意思のある方。

- 平成24年4月に入学した方及び在学している方が対象となります。
- 平成24年度入試において、推薦入試のB枠、一般入試の地域枠で合格し入学した方は必ず申請してください。
- 他の修学資金等と併用できない場合がありますので、他の修学資金等の貸与を受けている（受ける予定も含む）方は、必ずお問合せください。
- 県内の公的医療機関等は次のとおりです。詳しくは「10県内の公的医療機関等一覧」を御覧ください。
 - ① 県が設置する病院
 - ② 市町村が設置する病院又は診療所
 - ③ 地方公共団体の組合が設置する病院又は診療所
 - ④ 福島県立医科大学に置かれた附属病院又は診療所
 - ⑤ 独立行政法人国立病院機構が設置する病院又は診療所
 - ⑥ 独立行政法人労働者健康福祉機構が設置する病院又は診療所
 - ⑦ 福島県厚生農業協同組合連合会が設置する病院又は診療所
 - ⑧ 社会福祉法人恩賜財団済生会が設置する病院又は診療所
 - ⑨ 日本赤十字社が設置する病院又は診療所
 - ⑩ 国民健康保険組合が設置する病院又は診療所
 - ⑪ 国が設置し、社団法人全国社会保険協会連合会（昭和二十七年十二月十七日に社団法人全国社会保険協会連合会という名称で設立された法人をいう。）が運営を行う病院又は診療所
 - ⑫ その他知事が定める機関

(2) 貸与額

- ① 第一種貸与 月額 150,000円
- ② 第二種貸与 月額 100,000円
 - 修学資金は平成24年4月分から貸与します。
 - 新入生の方は入学料相当額を加算することができます。
 - ア 県内出身者 282,000円
 - イ 県外出身者 846,000円

(3) 募集人員

- ① 第一種貸与 35名
- ② 第二種貸与 18名

※ 平成24年度においては、第一種貸与は推薦入試のB枠（20名）及び一般入試の地域枠（15名）の入学者へ貸与することで確定していますので、B枠・地域枠以外の方については第二種貸与のみとなります。

(4) 貸与申請の手続き

修学資金の貸与を希望する方は、以下に掲げる書類を学生課を通して、福島県総務部私学・法人課まで提出してください。

【提出書類】

- ① 福島県緊急医師確保修学資金貸与申請書（様式第1号）
 - 申請者が未成年の場合は、親権者または未成年後見人の同意が必要です。
 - 申請には2名の保証人が必要です。
 - ・ 1人は修学資金の貸与を受けようとする者の親族（貸与を受けようとする者が未成年者の場合は親権者、未成年後見人又はこれに代わる者と知事が認めた者）
 - ・ 他の1人は成年者であって独立の生計を営み、修学資金を返還できる程度の資力を有する者
 - 入学料に相当する額を加算を希望される方は、支払った入学料の額が確認できる書類（領収書の写し等）を添付してください。
- ② 福島県立医科大学医学部長の推薦調書（様式第2号）
- ③ 戸籍抄本
- ④ 生計を一にする家族全員の直近の所得証明書
 - 必ず学生以外の家族全員の所得証明書を添付してください。（所得の無い方の分についても添付してください）
 - 所得証明書は市区町村長が発行するものに限ります。

- ⑤ レポート(A4横書：別紙のとおり)
- 次の項目について記載してください。
 - ア 地域医療に対するあなたの考え
 - イ 将来どのような医師になりたいか
 - ウ (新入生を除く在学生の方のみ)臨床研修をどこで受けるつもりか及び臨床研修終了後はどこで勤務するつもりか
 - アとイの合計で800字程度を目安とします。
 - 別業にする必要はありませんが、ア・イ・ウは分けて記載してください。
 - レポートの余白に氏名を記入してください。

(5) 申請書の提出期限

平成24年4月20日(金)まで、福島県立医科大学学生課へ必要書類を添えて提出してください。

(6) 修学資金の問合せ先

福島県 総務部 私学・法人課

〒960-8670 福島市杉妻町2-16

TEL 024-521-7092 (直通)

(土・日・祝日を除く8:30~17:15)

FAX 024-521-7903

E-mail daigakuhoujin@pref.fukushima.lg.jp

3 貸与決定とその後の手続き

(1) 貸与者の選考・決定

5月中旬に選考委員会を開催して、提出された申請書類について審査を行うとともに、必要に応じて面接を行い、貸与者を選考(内定)します。

その結果を、直ちに申請者に通知し、内定者には次の書類を提出いただき、6月上旬に正式決定されます。

【提出書類】

- ① 銀行口座振込(変更)申出書
- ※ 本人名義の通帳のコピー添付

(2) 貸与期間及び貸与方法

平成24年4月から大学を卒業する日の属する月までの間、毎月一月分ずつ貸与します。(正規の修業年限に相当する期間に限ります)

ただし、初回貸与は、4～6月分を合せて6月になります。(入学料に相当する額は、修学資金月額の前回貸与時に加算します)

(3) 貸与の休止

医科大学を休学し、又は停学の処分を受けたときは、復学するまでの間、貸与は休止します。

(4) 貸与契約の解除

貸与を受けている人が次のいずれかに該当することになったときは、修学資金の貸与契約を解除します。

- ① 退学したとき。
- ② 心身の故障のため修学の見込みがなくなると認められるとき。
- ③ 学業成績が著しく不良となったと認められるとき。
- ④ 修学資金の貸与を受けることを辞退したとき。
- ⑤ 死亡したとき。
- ⑥ その他修学資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなると認められるとき。

(5) 修学資金の2年目以降の貸与

2年目以降は、学業成績証明書(医科大学学生課作成)の提出後に貸与手続きを行います。

(6) その他届出が必要な事項

上記の他、貸与期間中に、届出が必要な事項があります。

詳しくは「9 貸与申請及び申請後の手続きに係る提出書類・届出事項一覧」をご覧ください。

4 返還債務の免除

(1) 返還債務の全部免除

貸与を受けた人が、医科大学を卒業した後2年以内に医師となり、かつ、医師となった後直ちに臨床研修に従事し、その後継続して後期研修又は公的医療機関等の医師としての勤務に従事している場合で、次のいずれかに該当するときは、返還が全額免除されます。

- ① 入学時から貸与を受けた第一種貸与に係る被貸与者にあつては、公的医療機関等で臨床研修に従事した期間、公的医療機関等の医師としての勤務に従事した期間及び医科大学附属病院その他知事が認める機関で後期研修に従事した期間（4年を限度とする）のうち、休職、停職、育児休業その他の事由により勤務しなかった期間を除いた期間（「臨床研修等従事期間」という。）が、修学資金の貸与を受けた期間の1.5倍に相当する期間に達したとき。
 - ② 入学時貸与以外の第一種貸与に係る被貸与者にあつては、公的医療機関等の医師としての勤務に従事した期間及び医科大学附属病院その他知事が認める機関で後期研修に従事した期間（4年を限度とする）のうち、休職、停職、育児休業その他の事由により勤務しなかった期間を除いた期間（「医師勤務等従事期間」という。）が、修学資金の貸与を受けた期間の1.5倍に相当する期間に達したとき。
 - ③ 入学時から貸与を受けた第二種貸与に係る被貸与者にあつては、臨床研修等従事期間が修学資金の貸与を受けた期間に達したとき。
 - ④ 入学時貸与以外の第二種貸与に係る被貸与者にあつては、医師勤務等従事期間が修学資金の貸与を受けた期間に達したとき。
 - ⑤ 業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。
- 臨床研修の期間は入学時貸与の場合は返還債務免除期間に含まれます。
- 貸与を受けた期間が1年に満たない場合の貸与期間は1年となります。

(2) 返還債務の一部免除

貸与を受けた人が、次のいずれかに該当するときは、返還する額の一部が免除されます。

- ① 下記5の工及びオに該当する場合に免除される額
 - ・ 第一種貸与を受けた方
返還債務の額×（従事期間÷貸与を受けた期間×2÷3）
 - ・ 第二種貸与を受けた方
返還債務の額×（従事期間÷貸与を受けた期間）
- ※ 入学時貸与の場合は従事期間に臨床研修の期間も含みます。

【返還免除額の算定例】

- 第一種貸与を6年間受けた方が後期研修等に3年間従事した場合
 $1,080 \text{万円} \times (3 \text{年間} \div 6 \text{年間} \times 2 \div 3) = 360 \text{万円}$
の返還が免除されます。

- ② 契約が解除された場合に、死亡又は心身の故障その他やむを得ない事由により貸与を受けた修学資金を返還することができなくなった場合に免除できる額
- ・ 返還債務の全部又は一部に相当する額

5 修学資金の返還

(1) 一括返還

修学資金の貸与を受けた人は、4の(1)により全部免除される場合を除き、次のいずれかに該当するときは、貸与を受けた修学資金の総額に利息を付した額を、当該事由が生じた日の属する月の翌月の末日までに一括して返還しなければなりません。

ア 医科大学を退学したこと等により契約が解除されたとき。

イ 医師となった後直ちに臨床研修に従事しなかったとき。

ウ 医師となった後直ちに臨床研修に従事した場合において、その後継続して後期研修又は公的医療機関等の医師としての勤務（「後期研修等」という。）に従事しなかったとき。

エ 医師となった後直ちに臨床研修に従事し、その後継続して後期研修等に従事した場合において、後期研修等に従事しなくなったとき（次に掲げる場合を除く。）。

オ 医師となった後直ちに臨床研修に従事し、その後継続して後期研修等に従事した場合において、最初に臨床研修に従事した日から、次の(ア)又は(イ)に掲げる修学資金の被貸与者の区分に応じ当該(ア)又は(イ)に定める期間に育児休業の期間その他知事が認める期間を加えた期間を経過したとき。

(ア) 第一種貸与に係る被貸与者 11年

(イ) 第二種貸与に係る被貸与者 8年

カ 医科大学を卒業した後死亡したとき。

キ 医科大学を卒業した後2年以内に医師とならなかったとき。

- 返還利息の額は、当該修学資金の交付を受けた日から最後に修学資金の交付を受けた日の属する月の末日までの期間の日数に応じて、年10パーセントの割合で計算した額となります。
- 返還において特別の事情があると認めるときは、別に期限を定めて、又は分割して返還させることがあります。

【返還金額の算定例】

- 貸与実績

・H20.6.10	100,000 円	・H20.6.10	100,000 円
・H20.6.10	100,000 円	・H20.7.10	100,000 円
・H20.8.8	100,000 円	・H20.9.10	100,000 円
- 最後に交付した月の末日 ・H20.9.30
- 返還金額の算定
 - ・ 貸与を受けた総額 $100,000 \text{ 円} \times 6 = 600,000 \text{ 円}$
 - ・ 利息

H20.6.10~H20.9.30(113 日)	$100,000 \text{ 円} \times 113/365 \times 0.1 = 3,095.9$
H20.6.10~H20.9.30(113 日)	$100,000 \text{ 円} \times 113/365 \times 0.1 = 3,095.9$
H20.6.10~H20.9.30(113 日)	$100,000 \text{ 円} \times 113/365 \times 0.1 = 3,095.9$
H20.7.10~H20.9.30(83 日)	$100,000 \text{ 円} \times 83/365 \times 0.1 = 2,274.0$
H20.8.8~H20.9.30(54 日)	$100,000 \text{ 円} \times 54/365 \times 0.1 = 1,479.5$
H20.9.10~H20.9.30(21 日)	$100,000 \text{ 円} \times 21/365 \times 0.1 = 575.3$
計	13,616.5 円 → 13,600 円 (百円未満切捨額)
- ・ 返還額合計 613,600 円

(2) 履行猶予

災害、疾病その他やむを得ない事由があると認められるときは、必要と認める期間、返還債務の履行を猶予することができます。

(3) 延滞利息

正当な理由がなくて修学資金を返還すべき日までに返還しなかったときは、返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じて、年14.5パーセントの延滞利息が掛かります。

6 卒業後の手続き

(1) 返還免除までの期間に必要な手続き

提出いただく書類については、当該年の4月上旬に、ご自宅等にお送りします。

○ 大学を卒業したとき

大学を卒業したときは、次の書類を提出いただくことになります。

【提出書類】

- ① 福島県緊急医師確保修学資金借用証書（様式第5号）
- ② 現況報告書（様式第10号）
※ 身分証の写し等の勤務の状況がわかる書類添付
- ③ 医師免許証の写し

○ 大学卒業後2年目から返還免除までの期間

返還が免除されるまでの毎年4月15日までに、次の書類を提出いただくことになります。

【提出書類】

- ① 現況報告書（様式第10号）
※ 身分証の写し等の勤務の状況がわかる書類添付

(2) 返還の免除申請

返還免除に必要な期間の勤務が終了した場合は、返還免除の申請をしていただきます。提出いただく次の書類はご自宅等にお送りします。

【提出書類】

- ① 緊急医師確保修学資金返還債務免除申請書（様式第6号）
- ② 勤務した指定医療機関の在職証明書

(3) その他届出が必要な事項

上記の他、返還免除に係る勤務等に従事する期間中、届出が必要な事項があります。

詳しくは「9 貸与申請及び申請後の手続きに係る提出書類・届出事項一覧」をご覧ください。

7 貸与及び返還のパターン（入学時貸与の場合）

	修学資金貸与期間 (大学医学部在学)						返還債務免除期間											
	1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	
入学						卒業 医師 免許 取得	臨床研修 (県内の 公的医療 機関等)	県内の公的医療機関等勤務・後期研修										
卒業後の勤務パターン1	(第一種貸与) 貸与期間×1.5=返還免除期間 (6年貸与の場合は9年間)						臨床研修 (県内)	勤務										
卒業後の勤務パターン2 (後期研修を受ける場合)	(第一種貸与) 貸与期間×1.5=返還免除期間 (6年貸与の場合は9年間)						臨床研修 (県内)	後期研修				勤務						
卒業後の勤務パターン3 (留学等をする場合)	(第一種貸与) 貸与期間×1.5=返還免除期間 (6年貸与の場合は9年間)						臨床研修 (県内)	後期研修				留学等		勤務				
卒業後の勤務パターン4 (育児休業を取る場合)	(第一種貸与) 貸与期間×1.5=返還免除期間 (6年貸与の場合は9年間)						臨床研修 (県内)	勤務			育児休業		勤務					
卒業後の勤務パターン5	(第二種貸与) 貸与期間=返還免除期間 (6年貸与の場合は6年間)						臨床研修 (県内)	勤務										
卒業後の勤務パターン6 (後期研修を受ける場合)	(第二種貸与) 貸与期間=返還免除期間 (6年貸与の場合は6年間)						臨床研修 (県内)	後期研修										

※ 網掛け部分が返還債務免除期間

- 医学部在学時 ◆ 退学した場合はそれまでの貸与額を返還する。
- 医師免許取得時 ◆ 引き続き臨床研修に従事しない場合は貸与額を返還する。
- 臨床研修時 ◆ 臨床研修を終了できない場合は貸与額を返還する。
- 臨床研修後
 - ◆ 引き続き県内の公的医療機関等で医師として勤務、後期研修を行った場合は返還を免除する。(後期研修は4年間まで)
 - ◆ 引き続き勤務(研修)できなかった場合は貸与額を返還する。
 - ◆ 臨床研修に最初に従事した日から、第一種貸与は11年+育児休業等知事が認める期間、第二種貸与は8年+育児休業等知事が認める期間を超えた場合は貸与額を一部返還する。
 - ◆ 一部の期間しか勤務(研修)できなかった場合は、年数等に応じて貸与額の一部を返還する。

◎ 上記の勤務パターンは平成24年4月以降に貸与を受けた方を想定しています。平成24年3月以前に貸与を受けた方は臨床研修の期間は返還債務免除期間に含まれません。

8 よくあるご質問

【貸与一般】

Q 1 : 平成24年4月から制度が改正されたと聞きましたが、どのような改正が行われたのですか。

A 1 : 改正点は2つあります。

1つは第一種の貸与月額を235,000円から150,000円に改定しました。なお、平成24年3月以前から貸与を受けている方は従来どおりの額です。

もう1つは、臨床研修の期間を返還債務免除期間に含めました。この取扱いは、平成24年4月以降に入学時から貸与を受ける方について適用することとしています。第一種貸与・第二種貸与ともに対象となります。

Q 2 : 入学時から貸与を受けた場合と2年生以降に貸与を受けた場合、平成24年3月以前に貸与を受けた場合と平成24年4月以降に貸与を受ける場合の大きな違いは何ですか。

A 2 : 次のような違いがあります。

	入学時から貸与	2年生以降に貸与
H24.3以前に貸与	<input type="radio"/> 臨床研修期間が返還債務免除期間の対象外 <input type="radio"/> 留学は不可	<input type="radio"/> 臨床研修期間が返還債務免除期間の対象外 <input type="radio"/> 留学は不可
H24.4以降に貸与	<input type="radio"/> 臨床研修期間が返還債務免除期間の対象 <input type="radio"/> 留学は2年以内で可	<input type="radio"/> 臨床研修期間が返還債務免除期間の対象外 <input type="radio"/> 留学は貸与期間に応じて可

【貸与申請】

Q 3 : 貸与の申請をすれば、必ず貸与を受けることができますか。

A 3 : 平成24年度は、第二種貸与のみ募集を行うこととしており、18名の貸与枠があります。できるだけ多くの方に貸与を受けていただけるように対応しますが、貸与枠を上回って申請があった場合には、貸与できないこともあります。

Q 4 : 家族の収入により貸与申請ができない場合がありますか。

A 4 : ありません。申請に必要な書類として家族の所得証明書を添付していただきますが、申請に当たって所得制限は設けていません。

Q 5 : 修学資金の申請に当たっては、保証人が2名必要とのことですが、収入に条件はありますか。

A 5 : ありません。保証人は、修学資金を返還できる資力を有する方となっており、所得制限は設けていません。

Q 6 : 保証人2名のうち1名は、貸与申請者の父または母を充てることができますか。

A 6 : できます。

Q 7 : 第一種の借受義務がある推薦入試のB枠や一般入試の地域枠で合格した場合も貸与申請が必要でしょうか。

A 7 : 貸与申請が必要になります。提出期限までに必要書類を添えて貸与申請書を提出してください。

Q 8 : 福島県出身者でないと貸与が受けられませんか。

A 8 : 福島県出身の方はもちろん、県外出身の方でも大学卒業後県内の公的医療機関等に一定期間勤務する意思があれば、貸与を受けることができます。

Q 9 : 1年生しか貸与が受けられませんか。

A 9 : 何年生でも貸与を受けることができます。ただし、2年生以降に貸与を受ける場合は、臨床研修の期間は返還債務免除期間に含まれません。

【貸与】

Q 10 : 現在第二種で貸与を受けていますが、中途から第一種に変更できますか。

A 10 : 当初の貸与決定に基づき貸与することになっていきますので、中途での変更はできません。

Q 11 : 貸与期間の「正規の修業年限に相当する期間に限る」とは、具体的にどのようなことですか。

A 11 : 入学時から貸与を受けた場合は、6年間貸与を受けることができます。途中で留年をした場合は、在学期間が7年間であっても貸与を受けることができるのは6年間です。

Q 12 : 休学等で貸与が休止となった場合の貸与期間はどのようになりますか。

A 12 : 休学をされた場合や停学の処分を受けたときは、その期間中は貸与を休止します。この場合、復学後に貸与が再開となり、当初に決定した期間に到達した時点で貸与終了となります。

【卒業後の取扱い】

Q 1 3 : 卒後 2 年間の臨床研修は希望する病院で行うことができますか。

A 1 3 : 県は病院を指定しませんので、希望する病院で行うことができます。他の医学生と同様に、医師臨床研修マッチングに参加して決定していただくこととなります。県内の公的医療機関等で臨床研修を行う場合は返還免除の対象となりますが、それ以外の場合は対象外です。

Q 1 4 : 臨床研修終了後、大学院への進学はできますか。

A 1 4 : 平成 2 4 年 4 月以降に入学時から貸与を受ける方については、研究のみを行う期間は中断とみなしますので、大学院で研究のみに従事できる期間は最大で 2 年間です。

また、福島県立医科大学の大学院に在籍しながら、大学病院の診療業務に従事する場合は返還免除の勤務とみなします。

Q 1 5 : 臨床研修終了後、国内外への留学はできますか。

A 1 5 : 平成 2 4 年 4 月以降に入学時から貸与を受ける方については、2 年以内であれば可能です。

【返還債務の免除】

Q 1 6 : 返還債務の免除を受けるためにはどうすればよいですか。

A 1 6 : 県内の公的医療機関等において、第一種貸与については 9 年間(入学時貸与の場合)、第二種貸与については 6 年間(入学時貸与の場合)勤務することにより、修学資金の返還債務を免除します。平成 2 4 年 4 月以降に入学時から貸与を受けた方については、臨床研修の期間も返還債務免除期間に含まれます。

また、勤務の状況に応じて返還債務の一部を免除します。

Q 1 7 : 県内の公的医療機関等とはどこですか。

A 1 7 : 国や自治体が設立した医療機関(県立医科大学附属病院も含む)、日赤、済生会、厚生連、国保、社保などの団体が設立した医療機関などで、県内 5 8 の医療機関です。

詳しくは 1 0 の「県内の公的医療機関等一覧」を御覧ください。

Q 1 8 : 返還債務免除の対象となる県内の臨床研修病院には民間病院も含まれますか。

A 1 8 : 本貸与制度は公的医療機関等での臨床研修を対象としています。

Q 1 9 : 後期研修の病院は県立医科大学附属病院だけが返還債務免除の対象ですか。

A 1 9 : 県立医科大学附属病院以外の病院でも県内の公的医療機関等であれば、認められることがありますので、個別にご相談ください。

Q 2 0 : 臨床研修後、返還免除を受けるために勤務する公的医療機関等は、どのように決定されるのですか。

A 2 0 : 勤務していただく医療機関は、県内の公的医療機関等の中から、ご本人の希望をお聞きし、ご本人と相談しながら、「福島県地域医療支援センター」（医科大学医療研修センター内）において調整することとしています。

ただし、一部の医療機関への希望集中や各病院の医師の充足状況等により、ご本人の希望と異なることがあります。

また、臨床研修を終了して間もない方については、キャリア希望（将来取得したい専門医の資格等）に配慮することとしています。

Q 2 1 : 公的医療機関等に勤務していて出産となり、出産後はしばらく子育てに専念する場合、返還免除の要件にどのような影響がありますか。

A 2 1 : 育児休業の期間など、やむを得ない理由があると知事が認める期間については、第一種貸与にあっては最初に臨床研修に従事した日から11年にその期間を加算し、その合計した期間内に義務年限を満了すれば返還免除を受けることができます。第二種貸与にあっては8年にその期間を加算します。

【修学資金の返還】

Q 2 2 : 医師国家試験に合格しなかった場合、直ちに修学資金を返還しなければなりませんか。

A 2 2 : 直ちに返還とはなりません。返還債務の免除を受けるためには大学卒業後2年以内に医師免許を取得することが必要です。受験機会は3回ありますので、3回不合格になると返還になります。

Q 2 3 : 出産の場合、産休や育休など必要な期間、返還免除を受けるための勤務を中断することは認められますか。

A 2 3 : 個別にご相談いただければ、資金は返還いただく前に、必要な期間内で返還免除の勤務の中断を認めることとしています。産休は勤務期間とみなし、育休は中断とみなします。なお、育休の中断については期間の制限はありません。

Q 2 4 : 修学資金を借りて、将来、9年間あるいは6年間勤務できなかった場合はどうなりますか。

A 2 4 : 家庭や個人の事情で県内において勤務することができないなどの事由により、どうしても9年間あるいは6年間勤務できなかった場合は、貸与を受けた修学資金の総額に年10%の利息を付した額を、その事由が生じた日の属する月の翌月末日までに返還していただくこととなります。

また、勤務の状況に応じて返還債務の一部を免除します。

Q 2 5 : 修学資金の返還は、分割でできますか。

A 2 5 : 一括での返還が原則です。ただし、災害、疾病その他特別の事情があるときは、分割して返還することも可能となる場合がありますので、個別に相談してください。

【その他】

Q 2 6 : 貸与を受けている間、どのような義務がありますか。

A 2 6 : 医師免許証の交付を受けたときや臨床研修に従事しようとするときなどは届出が必要です。

また、現況確認のため、現況報告書の提出を卒業後から返還債務の履行終了まで毎年お願いすることになります。

詳しくは「9 貸与申請及び申請後の手続きに係る提出書類・届出事項一覧」を御覧ください。

9 貸与申請及び申請後の手続きに係る提出書類・届出事項一覧

項目	提出書類
貸与申請時に提出	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急医師確保修学資金貸与申請書 (様式第1号) ・ 福島県立医科大学医学部長の推薦調書 (様式第2号) ・ 戸籍抄本 ・ 市町村長発行の所得証明書(家族全員) ・ レポート
貸与決定時に提出	<ul style="list-style-type: none"> ・ 銀行口座振込(変更)申出書 ・ 本人名義の通帳のコピー
2年目以降の継続貸与時に提出	<ul style="list-style-type: none"> ・ 前学年の学業成績証明書 (医科大学学生課で作成) ※ 毎年4月30日まで
卒業後直ちに提出	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急医師確保修学資金借用証書 (様式第5号)
卒業後から返還債務の全部免除、返還債務の履行終了まで毎年提出	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現況報告書 (様式第10号) ※ 毎年4月15日まで
返還免除申請時に提出	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急医師確保修学資金返還債務免除申請書 (様式第6号)
返還方法変更申請時に提出	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急医師確保修学資金返還方法変更承認申請書 (様式第7号)
返還履行猶予申請時に提出	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急医師確保修学資金返還債務履行猶予申請書 (様式第8号)
保証人変更時に提出	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保証人変更承認申請書 (様式第9号)

項 目	届 出 事 項
その他随時届出	<p data-bbox="587 320 1378 398">次に掲げる事項に該当した場合には、まずは電話、メール等により担当者まで連絡してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="598 465 1091 499">・ 氏名又は住所を変更したとき。 <li data-bbox="598 510 847 544">・ 退学したとき。 <li data-bbox="598 555 1374 589">・ 修学に堪えない程度の心身の故障を生じたとき。 <li data-bbox="598 600 1235 633">・ 休学し、又は停学の処分を受けたとき。 <li data-bbox="598 645 847 678">・ 復学したとき。 <li data-bbox="598 689 1378 768">・ 保証人の氏名、住所又は職業に変更があったとき。 <li data-bbox="598 779 1378 902">・ 保証人が死亡したとき、又は破産手続開始の決定その他保証人として適当でない事由が生じたとき。 <li data-bbox="598 913 1378 992">・ 医師法（昭和二十三年法律第二百一号）第六条第二項の医師免許証の交付を受けたとき。 <li data-bbox="598 1003 1378 1126">・ 医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に従事しようとするとき及び当該臨床研修に従事しなくなったとき。 <li data-bbox="598 1137 1378 1261">・ 条例第六条第一項に規定する後期研修に従事しようとするとき及び当該後期研修に従事しなくなったとき。 <li data-bbox="598 1272 1378 1395">・ 条例第六条第一項に規定する公的医療機関等の医師としての勤務に従事したとき及び当該公的医療機関等の医師としての勤務に従事しなくなったとき。

10 県内の公的医療機関等一覧（58医療機関）

方 部	医 療 機 関 名
<p>県 北 (10)</p>	<p>県立医科大学附属病院（福島市） 済生会福島総合病院（福島市） 総合病院福島赤十字病院（福島市） 二本松市岩代国保診療所（二本松市） 社会保険二本松病院（二本松市） 伊達市立梁川病院（伊達市） 本宮市国保白岩診療所（本宮市） 公立藤田総合病院（国見町） 川俣町国保山木屋診療所（川俣町） 済生会川俣病院（川俣町）</p>
<p>県 中 (7)</p>	<p>総合療育センター（郡山市） 公立岩瀬病院（須賀川市） 国立病院機構福島病院（須賀川市） 田村市立都路診療所（田村市） 天栄村国保診療所（天栄村） 三春町立三春病院（三春町） 公立小野町地方総合病院（小野町）</p>
<p>県 南 (6)</p>	<p>白河厚生総合病院（白河市） 太陽の国病院（西郷村） 泉崎南東北診療所（泉崎村） 矢吹病院（矢吹町） 塙厚生総合病院（塙町） 鮫川村国保診療所（鮫川村）</p>
<p>会 津 (19)</p>	<p>会津総合病院（会津若松市）（平成25年4月まで） 喜多方病院（喜多方市）（平成25年4月まで） 南東北桧原診療所（北塩原村） 南東北裏磐梯診療所（北塩原村） 西会津町国保群岡診療所（西会津町） 西会津町国保新郷診療所（西会津町） 西会津町国保西会津診療所（西会津町） 西会津町国保奥川診療所（西会津町） 磐梯町医療センター（磐梯町）</p>

方 部	医 療 機 関 名
会 津 (19)	猪苗代町立猪苗代病院（猪苗代町） 坂下厚生総合病院（会津坂下町） 柳津町国保診療所（柳津町） 柳津町国保診療所西山出張所（柳津町） 宮下病院（三島町） 金山町国保診療所（金山町） 金山町国保診療所沼沢出張診療所（金山町） 金山町国保診療所横田出張診療所（金山町） 昭和村国保診療所（昭和村） 高田厚生総合病院（会津美里町）
南 会 津 (3)	檜枝岐診療所（檜枝岐村） 只見町国保朝日診療所（只見町） 南会津病院（南会津町）
相 双 (9)	公立相馬総合病院（相馬市） 南相馬市立総合病院（南相馬市） 南相馬市立小高病院（南相馬市） 鹿島厚生総合病院（南相馬市） 川内村国保診療所（川内村） 大野病院（大熊町） 双葉厚生総合病院（双葉町） 浪江町国保津島診療所（浪江町） いいたてクリニック（飯舘村）
い わ き (4)	いわき市立総合磐城共立病院（いわき市） いわき市国保田人診療所（いわき市） 国立病院機構いわき病院（いわき市） 福島労災病院（いわき市）

(別紙)

福島県緊急医師確保修学資金貸与申請用レポート

(氏名)

ア 地域医療に対する考え

イ 将来どのような医師になりたいか

ウ (新入生を除く在学生の方のみ)臨床研修及び臨床研修終了後についての現在の考え(後期研修先、勤務箇所など)